

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月1日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名 上村 太一



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度
政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270,000円 × 12カ月 = 3,240,000円
2 その他		
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	0	0	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	298,180	298,180	
広報・広聴費	238,306	238,306	
人件費	0	0	
事務・事務所費	1,706,097	1,706,097	
支 出 合 計	2,242,583	2,242,583	

様式第14号（第7条関係）

令和3年度

事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 上 村 太 一

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
広報広聴費	4月1日から 3月31日	市政に関わる報告及び市民からの意見要望を募るため、市政報告の配布、報告会の実施を行った。
資料購入費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究の為、新聞・書籍等を購入しました。
事務・事務所費	4月1日から 3月31日	市政に関わる調査研究を行うため、堺市堺区において事務所を借り上げました。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月9日		810,000		810,000	政務活動費受入		
4月17日	4-1		2,080	807,920	飲料水	7	
4月21日	4-2		2,570	805,350	ガソリン代	7	
4月21日	4-3		4,290	801,060	vonnectorホームページ使用料	7	
4月21日	4-4		2,500	798,560	日経クロステック	6	
4月21日	4-5		4,277	794,283	日経新聞電子版	6	
4月21日	4-6		1,182	793,101	書籍代	6	
4月21日	4-7		179	792,922	onedrive使用料	9	
4月21日	4-8		4,387	788,535	電気代	9	
4月21日	4-9		1,390	787,145	adobe acrobat使用料	9	
4月21日	4-10		5,996	781,149	通信代	9	
4月26日	4-11		88,440	692,709	家賃代	9	
4月26日	4-12		5,544	687,165	ゴミ処理代	9	
4月26日	4-13		6,380	680,785	書籍代	6	
4月30日	4-14		10,370	670,415	携帯代	9	
月 計		810,000	139,585				
累 計		810,000	139,585	670,415			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

党派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
		0		670,415			
5月21日	5-1		4,290	666,125	vonnectorホームページ使用料	⑦	
5月21日	5-2		2,600	663,625	日経クロステック	⑥	
6月21日	5-3		4,277	659,348	日経新聞電子版	⑥	
5月21日	5-4		179	659,169	onedrive使用料	⑨	
5月21日	5-5		6,600	653,669	電気代	⑨	
5月21日	5-6		10,387	643,182	ソフト使用料	⑨	
6月21日	5-7		1,390	641,792	adobe acrobat使用料	⑨	
5月21日	5-8		3,045	638,747	事務用品代	⑨	
5月21日	5-9		914	637,833	事務用品代	⑨	
5月21日	5-10		13,704	624,129	事務用品代	⑨	
5月21日	5-11		2,684	621,446	事務用品代	⑨	
5月21日	5-12		2,707	618,738	事務用品代	⑨	
6月21日	5-13		2,707	616,031	事務用品代	⑨	
5月21日	5-14		3,276	612,755	事務用品代	⑨	
5月21日	5-15		5,934	606,821	通信代	⑨	
6月21日	5-16		2,684	604,137	事務用品代	⑨	
6月27日	5-17		88,440	515,697	家賃代	⑨	
5月27日	5-18		5,280	510,417	書籍代	⑥	
6月27日	5-19		13,016	497,401	ホームページ使用料	⑦	
6月31日	5-20		9,708	487,693	携帯代	⑨	
月 計		0	182,722				
累 計		810,000	322,307	487,693			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
		0		487,693			
6月10日	6-1		16,500	471,193	時事行財政情報モニタ(7月-9月分)	⑥	
6月21日	6-2		2,671	468,522	ガソリン代	⑦	
6月21日	6-3		4,290	464,232	vonnectorホームページ使用料	⑦	
6月21日	6-4		2,500	461,732	日経クロステック	⑥	
6月21日	6-5		4,277	457,455	日経新聞電子版	⑥	
6月21日	6-6		1,610	455,845	ガソリン代	⑦	
6月21日	6-7		179	455,666	onedrive使用料	⑨	
6月21日	6-8		5,441	450,225	電気代	⑨	
6月21日	6-9		1,390	448,835	adobe acrobat使用料	⑨	
6月21日	6-10		6,943	441,892	通信代	⑨	
6月24日	6-11		5,544	436,348	ゴミ処理代	⑨	
6月24日	6-12		5,280	431,068	書籍代	⑥	
6月24日	6-13		88,440	342,628	家賃代	⑨	
6月30日	6-14		11,562	331,066	携帯代	⑨	
月 計		0	166,627				
果 計		810,000	478,934	331,066			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月9日		810,000		1,141,066	政務活動費受入		
7月21日	7-1		4,290	1,136,776	vonnectorホームページ使用料	⑦	
7月21日	7-2		2,500	1,134,276	日経クロステック	⑥	
7月21日	7-3		4,277	1,129,999	日経新聞電子版	⑥	
7月21日	7-4		179	1,129,820	onedrive使用料	⑨	
7月21日	7-5		4,304	1,125,516	電気代	⑨	
7月21日	7-6		20,600	1,104,916	PC関連備品	⑨	
7月21日	7-7		1,390	1,103,526	adobe acrobat使用料	⑨	
7月21日	7-8		6,566	1,096,960	通信代	⑨	
7月21日	7-9		6,380	1,090,580	書籍代	⑥	
7月21日	7-10		88,440	1,002,140	家賃代	⑨	
7月31日	7-11		11,390	990,750	携帯代	⑨	
月 計		810,000	150,316				
累 計		1,620,000	629,250	990,750			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
		0		990,750			
8月6日	8-1		5,280	985,470	ごみ処理代	⑨	
8月18日	8-2		3,200	982,270	飲料水	⑦	
8月23日	8-3		2,758	979,512	ガソリン代	⑦	
8月23日	8-4		4,290	975,222	vonnectorホームページ使用料	⑦	
8月23日	8-5		2,500	972,722	日経クロステック	⑥	
8月23日	8-6		4,277	968,445	日経新聞電子版	⑥	
8月23日	8-7		179	968,266	onedrive使用料	⑨	
8月23日	8-8		5,342	962,924	電気代	⑨	
8月23日	8-9		946	961,978	書籍代	⑥	
8月23日	8-10		1,390	960,588	adobe acrobat使用料	⑨	
8月23日	8-11		27,984	932,604	PC関連備品	⑨	
8月23日	8-12		5,916	926,688	通信代	⑨	
8月25日	8-13		88,168	838,520	家賃代	⑨	
8月25日	8-14		5,160	833,360	書籍代	⑥	
8月31日	8-15		11,339	822,021	携帯代	⑨	
月 計		0	168,729				
累 計		1,620,000	797,979	822,021			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

金派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
		0		822,241			
9月21日	9-1		4,290	817,951	vonnectorホームページ使用料	⑦	
9月21日	9-2		2,500	815,451	日経クロステック	⑥	
9月21日	9-3		4,277	811,174	日経新聞電子版	⑥	
9月21日	9-4		2,317	808,857	事務用品代	⑨	
9月21日	9-5		179	808,678	onedrive使用料	⑨	
9月21日	9-6		6,837	801,841	電気代	⑨	
9月21日	9-7		1,390	800,451	adobe acrobat使用料	⑨	
9月21日	9-8		16,731	783,720	封筒	⑦	
9月21日	9-9		32,986	750,734	チラシ代	⑦	
9月21日	9-10		6,298	744,436	通信代	⑨	
9月27日	9-11		4,290	740,146	vonnectorホームページ使用料	⑦	
9月27日	9-12		2,500	737,646	日経クロステック	⑥	
9月27日	9-13		5,160	732,486	書籍代	⑥	
9月27日	9-14		88,168	644,318	家賃代	⑨	
9月27日	9-15		10,281	634,037	携帯代	⑨	
月 計		0	188,204				
累 計		1,620,000	986,183	633,817			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
10月8日		810,000		1,444,037	政務活動費受入		
10月15日	10-1		30,214	1,413,823	地方議会研究会講座料	⑥	
10月26日	10-2		4,394	1,409,429	書籍代	⑥	
10月26日	10-3		5,451	1,403,978	ごみ処理代	⑨	
10月26日	10-4		100,114	1,303,864	市政報告配布	⑦	
10月26日	10-5		88,171	1,215,693	家賃代	⑨	
10月27日	10-6		4,277	1,211,416	日経新聞電子版	⑥	
10月27日	10-7		179	1,211,237	onedrive使用料	⑨	
10月27日	10-8		6,069	1,205,168	電気代	⑨	
10月27日	10-9		1,390	1,203,778	adobe acrobat使用料	⑨	
10月27日	10-10		26,400	1,177,378	日本教育新聞電子版	⑥	
10月27日	10-11		5,960	1,171,418	通信代	⑨	
10月27日	10-12		4,290	1,167,128	vconnectorホームページ使用料	⑦	
10月27日	10-13		2,500	1,164,628	日経クロステック	⑥	
10月31日	10-14		11,712	1,152,916	携帯代	⑨	
月 計		810,000	291,121				
累 計		2,430,000	1,277,304	1,152,696			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
		0		1,152,916			
11月5日	11-1		4,800	1,148,116	飲料水	⑦	
11月29日	11-2		4,277	1,143,839	日経新聞電子版	⑥	
11月29日	11-3		179	1,143,660	onedrive使用料	⑨	
11月29日	11-4		5,368	1,138,292	電気代	⑨	
11月29日	11-5		1,390	1,136,902	adobe acrobat使用料	⑨	
11月29日	11-6		5,959	1,130,943	通信費	⑨	
11月29日	11-7		179	1,130,764	onedrive使用料	⑨	
11月29日	11-8		4,290	1,126,474	vonnector ホームページ使用料	⑦	
11月29日	11-9		2,500	1,123,974	日経クロステック	⑥	
11月30日	11-10		7,903	1,116,071	携帯代	⑨	
月 計		0	36,845				
累 計		2,430,000	1,314,149	1,115,851			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
		0		1,116,071			
12月1日	12-1		88,060	1,028,011	家賃代	⑨	
12月1日	12-2		5,025	1,022,986	書籍代	⑥	
12月10日	12-3		33,000	989,986	時事通信 i jump	⑥	
12月27日	12-4		4,277	985,709	日経新聞電子版	⑥	
12月27日	12-5		3,924	981,785	電気代	⑨	
12月27日	12-6		1,390	980,395	adobe acrobat使用料	⑨	
12月27日	12-7		6,409	973,986	通信代	⑨	
12月27日	12-8		179	973,807	onedrive使用料	⑨	
12月27日	12-9		4,290	969,517	vonnectorホームページ使用料	⑦	
12月27日	12-10		2,500	967,017	日経クロステック	⑥	
12月27日	12-11		13,348	953,669	事務所コンセント改修工事	⑨	
12月27日	12-12		5,025	948,644	書籍代	⑥	
12月27日	12-13		5,340	943,304	ごみ処理代	⑨	
12月27日	12-14		88,060	855,244	家賃代	⑨	
12月31日	12-15		7,684	847,560	携帯代	⑨	
月 計		0	268,511				
累 計		2,430,000	1,582,660	847,340			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月7日		810,000		1,657,560	政務活動費受入		
1月12日	1-1		484	1,657,076	事務用品	⑨	
1月27日	1-2		4,277	1,652,799	日経新聞電子版	⑥	
1月27日	1-3		4,158	1,648,641	電気代	⑨	
1月27日	1-4		38,367	1,610,274	インクジェット複合機	⑨	
1月27日	1-5		8,468	1,601,806	事務用品	⑨	
1月27日	1-6		1,390	1,600,416	adobe acrobat使用料	⑨	
1月27日	1-7		4,988	1,595,428	事務用品	⑨	
1月27日	1-8		5,940	1,589,488	書籍代	⑥	
1月27日	1-9		6,189	1,583,299	通信代	⑨	
1月27日	1-10		179	1,583,120	one drive使用料	⑨	
1月27日	1-11		4,290	1,578,830	vonectorホームページ使用料	⑦	
1月27日	1-12		2,500	1,576,330	日経クロステック	⑥	
1月27日	1-13		88,060	1,488,270	家賃	⑨	
1月27日	1-14		6,125	1,482,145	書籍代	⑥	
1月31日	1-15		8,645	1,473,500	携帯代	⑨	
月 計		810,000	184,060				
累 計		3,240,000	1,766,720	1,473,280			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
		0		1,473,575			
2月28日	2-1		4,277	1,469,298	日経新聞電子版	⑥	
2月28日	2-2		7,355	1,461,943	電気代	⑨	
2月28日	2-3		1,390	1,460,553	adobe acrobat使用料	⑨	
2月28日	2-4		16,934	1,443,619	事務用品	⑨	
2月28日	2-5		4,176	1,439,443	事務用品	⑨	
2月28日	2-6		3,436	1,436,007	事務用品	⑨	
2月28日	2-7		37,864	1,398,143	シュレッダー	⑨	
2月28日	2-8		6,752	1,391,391	通信代	⑨	
2月28日	2-9		19,040	1,372,351	事務用品	⑨	
2月28日	2-10		179	1,372,172	one drive使用料	⑨	
2月28日	2-11		4,290	1,367,882	vonectorホームページ使用料	⑦	
2月28日	2-12		2,500	1,365,382	日経クロステック	⑥	
2月28日	2-13		1,760	1,363,622	パソコン修理代	⑨	
2月28日	2-14		88,060	1,275,562	家賃代	⑩	
2月28日	2-15		5,340	1,270,222	ごみ処理代	⑨	
2月28日	2-16		5,025	1,265,197	書籍代	⑥	
2月28日	2-17		3,344	1,261,853	パソコン修理部品代	⑨	
2月28日	2-18		7,872	1,253,981	携帯代	⑨	
月 計		0	219,594				
累 計		3,240,000	1,986,314	1,253,686			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その 他
		0		1,254,056			
3月10日	3-1		16,500	1,237,556	時事通信 i jump	⑥	
3月23日	3-2		12,320	1,225,236	除菌用品	⑨	
3月28日	3-3		4,277	1,220,959	日経新聞電子版	⑥	
3月28日	3-4		6,768	1,214,191	電気代	⑨	
3月28日	3-5		2,072	1,212,119	PC関連用品	⑨	
3月28日	3-6		31,601	1,180,518	PC関連用品	⑨	
3月28日	3-7		4,400	1,176,118	書籍代	⑥	
3月28日	3-8		4,730	1,171,388	書籍代	⑥	
3月28日	3-9		23,760	1,147,628	パソコン修理代	⑨	
3月28日	3-10		559	1,147,069	事務用品	⑨	
3月28日	3-11		1,159	1,145,910	PC関連用品	⑨	
3月28日	3-12		1,390	1,144,520	adobe acrobat使用料	⑨	
3月28日	3-13		5,976	1,138,544	通信代	⑨	
3月28日	3-14		179	1,138,365	one drive使用料	⑨	
3月28日	3-15		543	1,137,822	事務用品	⑨	
3月28日	3-16		4,290	1,133,532	vonectorホームページ使用料	⑦	
3月28日	3-17		2,552	1,130,980	パソコン保守料金	⑨	
3月28日	3-18		2,296	1,128,684	パソコン保守料金	⑨	
3月28日	3-19		16,520	1,112,164	事務用品・PC関連用品	⑨	

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員 大阪維新の会堺市議会議員団 上 村 太 一

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
		0		1,112,164			
3月28日	3-20		2,500	1,109,664	日経クロステック	⑥	
3月28日	3-21		12,155	1,097,509	書籍代	⑥	
3月29日	3-22		3,155	1,094,354	書籍代	⑥	
3月29日	3-23		88,060	1,006,294	家賃代	⑨	
3月29日	3-24		8,507	997,787	携帯代	⑨	
月 計		0	256,269				
累 計		3,240,000	2,242,583	997,417			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

事業用建物賃貸借契約書

賃貸人 XXXXXXXXXX

(以下、甲という) と、

賃借人 上村 太一

012-225-0445

(以下、乙という) とは、

次のとおり事業用建物賃貸借契約を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

名 称	北ビル			
所 在 地	堺市堺区新町5-7			
室 番 号	棟 1階 B号室	間 取		
種 類	<input type="checkbox"/> 店舗・ <input checked="" type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 工場・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> その他()			
構 造	<input type="checkbox"/> 木造・ <input checked="" type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他()			
屋 根	<input type="checkbox"/> 瓦葺・ <input checked="" type="checkbox"/> 陸屋根・ <input type="checkbox"/> スレート葺・ <input type="checkbox"/> 鋼板葺・ <input type="checkbox"/> その他()			
契約対象面積 <input checked="" type="checkbox"/> 壁芯 <input type="checkbox"/> 内法	1階B号室	35.67㎡	備考	
		㎡		
		㎡		
	合 計	35.67㎡		
付 属 設 備	ト イ レ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 専用 <input checked="" type="checkbox"/> 共用	<input checked="" type="checkbox"/> 水洗・ <input type="checkbox"/> 非水洗・ <input type="checkbox"/>
	浴 室	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	冷 蔵 庫 電 付 家 具 備 有 線 放 送 B S 放 送	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	シャワー設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	給湯器	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	照明器具	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	ガスコンロ	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
	冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
駐 車 場	<input checked="" type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無			<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
駐 輪 場	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
エレベーター	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
物 用 置 庭 園	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
庭	<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
所有名義人住所	堺市 XXXXXXXXXX		※登記簿記載住所を記入	
所有名義人氏名	XXXXXXXXXX		※登記簿記載氏名を記入	
備 考				

(2) 契約期間

始 期	平成22年11月01日から	2年0ヶ月間
終 期	平成24年10月31日まで	

(3) 使用目的 (事業内容を具体的に記入)

後援会事務所として

(4) 保証金

保証金	0円	契約満了時の 解約時控除金	0円	消費税	0円
備考	※スリット制の場合は第4条・第3項のとおりとする				

(5) 賃料等

賃料等の 月額金額	駐 車 場	賃 料	88,000円 消費税 円	共 益 費	12,000円 消費税 円
		自 動 車 (1 台分)	10,000円 消費税 円	町 内 会 費	円
		バ イ ク (台分)	円 消費税 円	有 線 放 送	円 消費税 円
		自 転 車 (台分)	円 消費税 円	ケ ー ブ ル テ レ ビ	円 消費税 円
そ の 他		円 消費税 円		円 消費税 円	
支払期日 支払方法	<input checked="" type="checkbox"/>	上記の賃料等は、毎月27日までに翌月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。			
	<input type="checkbox"/>				
振 込 先	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行振込		<input type="checkbox"/> 自動引落		<input type="checkbox"/> 甲へ持参
	みずほ銀行		堺支店		預金種目 (<input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座・ <input type="checkbox"/>)
	フリガナ		口座番号		
	受取人名義				

<緊急連絡先>

住 所	〒 [] 堺市 []	借主との関係
氏 名	上村 太一	本人

特記事項

- ・水道代は、共益費に含む
- ・湯沸室のガス代については、1FA号室と折半する。
- ・表看板、ドアの宣伝については無償使用とする。

II. 契約条項

(目的及び用途)

第 1 条 賃貸人（以下「甲」という）及び賃借人（以下「乙」という）は、標記（1）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という）について、事業用建物賃貸借契約（以下「本契約」という）を標記（3）に記載する使用目的として以下の条項により締結する。

(契約期間等)

第 2 条 契約期間は、標記の通りとする。

ただし、甲は標記契約期間満了の6ヶ月前迄に、乙は1ヶ月前迄に、相手方に対し書面による申出がないときは、当該期間満了の翌日より起算して更に2年間契約は更新されるものとし、以後もこの例により更新することもできる。

(賃料等)

第 3 条 賃料並びに共益費等は、標記（5）のとおりとする。

- 2 乙は、翌月分の賃料並びに共益費等を、毎月27日までに甲方に持参して支払うか、または、甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。但振込み手数料は乙の負担とする。
- 3 契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。

(保証金)

第 4 条 乙は、標記（4）に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

- 2 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合、甲は 日以内に前項の乙より受託した保証金より標記の解約控除金を控除した金額を無利息で乙に返還するものとする。但し、乙に賃料等の滞納、損害賠償、その他本契約から生じた債務不履行により債務等がある場合、甲は標記解約控除金とは別途に標記保証金をこれらの債務に充当することができる。この場合、甲はその内訳を乙に明示するものとする。
- 3 前項のほか、甲は乙に対して、保証金を契約期間に応じて下記金額を控除して返還するものとする。
 - (1) 存続期間が 年未満であった場合
保証金の %（金 円）
 - (2) 存続期間が 年以上 年未満であった場合
保証金の %（金 円）
 - (3) 存続期間が 年以上 年未満であった場合
保証金の %（金 円）

4 乙は、契約期間内において、賃料及び、その他の債務等を保証金と相殺することはできないものとする。

5 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、他の債務の担保に供してはならない。

(諸経費の負担)

第 5 条 本物件に対する公租公課その他の賦課金を除き、電気、ガス、電話等の料金、その他本物件の使用により生ずる諸経費は、すべて乙の負担とする。

(修理等)

第 6 条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造物の維持保全に必要な修理費は甲の負担とする。

2 本物件内のカーペット、クッションフロアーによる修理取り替え費用は乙の負担と

する。

- 3 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならない。
- 4 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第 7 条 天災地変、火災、盗難等その他不可抗力により生じた損害について、甲乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第 8 条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し、使用しなければならない。

- 2 乙は自己又は乙の従業者等の故意又は過失により、本物件及び設備等を破損、滅失させ損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(乙の通知義務)

第 9 条 乙または連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちに書面により甲に通知するものとする。

- (1)乙の商号、代表者、組織に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人の住所、氏名、勤務先に変更が生じたとき。
- (3)乙または連帯保証人が死亡または破産、解散したとき。
- (4)1ヶ月以上、本物件を使用しない場合の不在期間および連絡先。
- (5)出入口の鍵等を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(禁止事項)

第 10 条 乙は、本物件の使用にあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、甲の承諾があればこの限りではない。「この場合、特約事項にその内容を明記するものとする。」

- (1)本物件を標記(3)の使用目的以外に使用すること。
- (2)階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
- (3)階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- (4)猛獣、毒蛇等の明かに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
- (5)犬、猫その他ペット類を飼育すること。
- (6)本物件の出入口の鍵を無断で変えること。
- (7)銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- (8)大型の金庫その他ピアノ等の重量物を搬入し、又は備え付けること。
- (9)配水管を腐食させる恐れのある液体を流すこと。
- (10)大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、楽器等の演奏その他の騒音で近隣に迷惑をかける行為。
- (11)その他、公序良俗に反する行為。

(賃借権の譲渡等の禁止)

第 11 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、本賃借権を第三者へ譲渡及び転貸をしてはならない。

- 2 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ず、乙の事業の権利の譲渡または貸与等を行い、本物件内で第三者に事業をさせてはならない。

(立入り)

第 12 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認められるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し必要な措置を講じることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合、甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
- 3 前2項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(造作等の変更)

- 第 13 条 乙が本物件の改造、除去等現状を変更しようとするときは、乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の書面による承諾を得なければならない。この場合、乙は甲の指定業者または甲の承認を得た業者にこれを施工させなければならない。
- 2 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去のとき、乙は原状回復して明渡さなければならない。

(契約の解除)

- 第 14 条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。
- (1) 第 1 条の使用目的に違反したとき。
 - (2) 第 3 条の賃料の支払を 1 ヶ月以上滞納したとき。
 - (3) 第 10 条 (禁止事項) のいずれかに違反したとき。
 - (4) 第 11 条 (賃借権の譲渡等の禁止) の規定に違反したとき。
 - (5) 反社会的集団 (暴力団、暴走族、過激な団体等) の関係者であることが判明し、またはこれらの団体に加盟したとき。
 - (6) その他本契約に関し重大な義務違反があったとき。

(契約期間内解約)

- 第 15 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 1 ヶ月前までに甲に書面でうしななければならない。ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 1 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。
- 2 甲が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 6 ヶ月前までに乙に書面で予告しなければならない。

(契約の終了)

- 第 16 条 次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。
- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
 - (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(明渡し)

- 第 17 条 乙は、本契約が終了する日までに (第 14 条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。この場合において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 乙は、明渡しに際し、乙の費用で本物件に付加した一切の造作について、甲にその買取を請求することはできない。
 - 3 乙は、明渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭の請求をすることはできない。
 - 4 乙の明渡し期日の遅延により甲に損害が発生した場合は、理由の如何に拘わらず乙は損害相当額を違約金として甲に支払わなければならない。
 - 5 甲及び乙は、第 1 項の規定に基づき、乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(連帯保証人)

- 第 18 条 連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯してその債務を負うものとする。

- 2 乙は連帯保証人が資格要件を欠くに至ったときには、甲に通知し甲の認める他の連帯保証人に変更しなければならない。

〔協議事項〕

第 19 条 本物件を標記 (3) の使用目的以外に使用する場合は、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に定めがない事項、または本契約条項に疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

〔管轄裁判所〕

第 20 条 本契約についての紛争処理は、甲の住所地を管轄する裁判所においておこなうものとする。

〔特約事項〕

保証金 第 4 条は、 抹消

以上

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名押印の上、各々その一通を保有する。

平成22年10月19日

甲（買貸人） 住所 堺市 [Redacted]
氏名 [Redacted] Tel. ([Redacted])

乙（買借人） 住所 大阪市 [Redacted]
氏名 上村 太一 [Redacted]

連帯保証人 住所 芦屋市 [Redacted]
氏名 [Redacted] Tel. ([Redacted])
勤務先 [Redacted] Tel. ([Redacted])
乙との関係 [Redacted]

貸付業者

免許番号
住所
名称又は商号
代表者氏名
TEL
取引主任者 氏名
登録番号

媒介業者

免許番号
住所
名称又は商号
代表者氏名
TEL
取引主任者 氏名
登録番号

ピュアウォーターサーバー会員申込書

- ① ウォーターサーバー使用料 ¥ 0 - を頂きます。
- ② ピュアウォーター5ガロン1本 2,000 - 1回の配達本数2本以上
(但し大阪市、堺市のみ その他の場所はスタッフにご確認下さい。)
- ③ ピュアウォーター3ガロン1本 ¥1,300 - 1回の配達本数 3 本以上
(但し大阪市、堺市のみ その他の場所はスタッフにご確認下さい。)
- ④ サーバーメンテナンス1回 ¥3,000 (基本価格)
- ⑤ 配達場所が、申し込み時から変更される場合、事前に弊社までご連絡お願い致します。
(配達内容が変更になる場合がございます。)
- ⑥ 配達は、ご注文日より、弊社営業日3日以内でお届けいたします。
(時間指定などある場合は5日前までにご連絡お願い致します。)
- ⑦ サーバー使用期間中の故障は弊社が負担させて頂きますが、故障の原因がお客様の操作ミスと認められた場合及び、破損・紛失・盗難等につきましては、会員様の実費負担となります。
- ⑧ ピュアウォーターの使用本数が、年間24本以下の場合には使用中のサーバーを買い取りしていただきます。(3ガロンの場合年48本) 36本
不足分 ¥ 10,000 - ご請求させて頂きます。
- ⑨ 申し込み日より2年間以内の解約はしない事をお約束願います。途中解約の場合も⑧同様違約金として ¥10,000 - 御請求させて頂きます。 36
- ⑩ 特別キャンペーンとしまして、1年契約・年24本(3ガロンの場合年48本)ご使用を毎年して頂けるお客様、
は年1回のサーバーメンテナンスを無料でさせて頂きます。 する しない で囲んで下さい。(サーバーメンテナンス時に契約の更新をお願いします。)
(この条件に満たない場合はメンテナンス料 ¥3,000 - ご請求させて頂きます。

上記の事をご確認の上、署名捺印お願い致します。

平成29年 7月22日

〒590-0079

TEL 072-225-0445

住所 堺市堺区新町5-7

堺市議会議員 上村 太一

氏名

S/NO

株式会社アクオス 担当

サーバータイプ B17A

堺市北区北花田町3-37-14

フリーダイヤル 0120-250-032